

# いちのみや地域応援券取扱事業者募集要項

令和4年6月

一宮町商工会（以下「商工会」という）が発行する、いちのみや地域応援券を取り扱う事業者（以下「取扱事業者」という）を下記により募集します。

## 1. 目的

いちのみや地域応援券事業（令和4年度一宮町商品券事業）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が町民生活および町内事業者の経営に大きな影響を与えていることから、地域における消費喚起をおこない、地域経済の活性化を図ることを目的として実施する。

## 2. いちのみや地域応援券（お買物券）の発行について

○名称 **いちのみや地域応援券**（以下「お買物券」という）

○発行 一宮町商工会

○お買物券の態様

1冊 500円券26枚綴（うち16枚一般商店専用券、10枚大型店・一般商店併用券）

1冊1万円で販売。（額面13,000円3,000円のプレミアム付）販売数7200冊

○お買物券発行の概要

①町民ひとり当たり2冊（2万円）まで購入可。購入申込書（仮称）を全戸に**郵送配布**

（ただし、購入申込み多数の場合は抽選）

購入券と現金を添えて、一宮町商工会で販売。（10月初旬から販売開始。なくなり次第終了）

②町内の宿泊施設利用の方に配布。（予定）

・発行総額 **お買物券の額面 10,960,000円**（予定）

## 3. お買物券の利用について

○登録した取扱店（以下「登録店」という）に限り利用可能。

○使用期間 **2022年10月初旬頃（商品券受領日）～2023年1月15日まで**

## 4. お買物券の取扱いについて

○お買物券を現金化することはできません。

○お買物券の額面に満たない利用のときの釣銭は支払えません。

○お買物券の額面を越える利用のときは、不足分は現金等で受け取って下さい。

○使用期間が過ぎても使用されなかったお買物券は無効とし、払い戻しは一切されないの、受け取らないで下さい。

○次のものはお買物券の利用対象になりません。

・各種金券類（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等）、宝くじ、株券、金融保険業など

・出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

## 5. 参加資格

○**一宮町内に店舗または事業所を有し**、次の項目に該当しない事業所であること。

・特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反するもの。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者。

・役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

※大型店（店舗面積が概ね500㎡以上）は一宮町商工会への加入をお願いしています。

## 6. 登録の申請

取扱事業者としての登録を行おうとする者は、別紙「いちのみや地域券取扱店登録申請書兼誓約書」（以下「申請書兼誓約書」）に署名・捺印し必要事項を記入の上、商工会に申し込むものとする。